

# 新潟市物品等入札参加資格審査要綱

平成24年12月1日 告示第628号

平成27年1月7日 改正

平成29年1月5日 改正

令和元年12月14日 改正

令和2年7月1日 改正

令和4年10月5日 改正

令和6年4月1日 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）第4条（規則第25条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに規則第5条及び第6条（これらの規定を規則第25条において準用する場合を含む。）並びに新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号）第4条の規定を実施するため、市が発注する物品の製造の請負、売買及び貸借、業務委託その他の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）及び参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の期間その他必要な事項を定めるものとする。

（競争入札に参加することができる者）

第2条 競争入札に参加することができる者は、施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）又は規則の規定により競争入札に参加することができないこととされる者以外の者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当しない者であって、第5条第1項に定める手続きにより資格審査を受け、参加資格を認められた者とする。

- (1) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合について、これを受けていない者
- (2) 資格審査の申請を行う日（以下「審査基準日」という。）において、事業を営んで1年に満たない者（参加資格を有する者であって引き続き1年以上事業を営んでいたものから、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち市長が入札の参加に支障がないと認めたものを除く。）
- (3) 市税、法人税、所得税又は消費税及び地方消費税を滞納している者であって、市長が競争入札に参加させないとした者

(4) 次のアからキまでのいずれかに該当する者

ア 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員であるもの

エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの

オ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 前項の規定にかかわらず、市長から指名停止の措置を受けている者は、競争入札に参加することができない。

（資格審査の申請の種類）

第3条 資格審査の申請の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める場合に行うものとする。

(1) 定期申請 次に掲げる場合

ア 現に効力を有する参加資格の有効期間の満了日の翌日を有効期間の開始日とする参加資格について資格審査を申請する場合

イ アに掲げる場合のほか、第6条第1項に規定する有効期間に係る参加資格について資格審査を申請する場合

(2) 追加申請 定期申請をしなかった者が第6条第1項に規定する有効期間の満了日までを有効期間とする資格審査を申請する場合

(3) 随時申請 前2号に定める場合のほか、市長が特に必要と認める場合

2 資格審査の申請は、次の各号に掲げる種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間に行わなければならない。

(1) 定期申請 平成25年を初年とする同年以後の2年ごとの各年（以下「定期申請年」という。）における市長が別に定める期間（市長が特に認める場合にあつては、当該各年の前年を含めることができる。）

(2) 追加申請 定期申請年の4月を最初の月とする同月以後の3月ごとの各月における市長が別に定める期間

(3) 随時申請 随時

（資格審査の申請）

第4条 資格審査を受けようとする者は、インターネットを利用した当市のオンライン申請システム（以下「申請システム」という。）に必要事項を入力し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ該当各号に定める書類の電子データを添付のうえ市長に申請しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、市長が別に定める。

(1) 法人の場合 次に掲げる書類

ア 法人の登記事項証明書（外国法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの事業年度に係る財務諸表

ウ 使用印鑑届

エ その営業に関し必要な許可、認可等を必要とする場合にあつては、これを受けていることを証する書類

オ 第2条第1項第2号に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他市長が必要と認める書類

カ 市内に事務所又は事業所（2以上の事務所又は事業所がある場合は、主たる事務

所又は事業所。以下この項において同じ。)を有する法人にあつては、市税の納税証明書及び法人税の納税証明書

キ 市内に事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法人税の納税証明書(外国法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類)

ク 消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ 暴力団等の排除に関する誓約書

(2) 個人の場合 次に掲げる書類

ア 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書類

イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書、又はそれに準ずるもの

ウ 使用印鑑届

エ その営業に関し必要な許可、認可等を必用とする場合について、これを受けていることを証する書類

オ 第2条第1項第2号に規定する営業の全部又は一部を承継した者であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他市長が必要と認める書類

カ 市内に事務所又は事業所を有する者にあつては、市税の納税証明書及び所得税の納税証明書

キ 市内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、所得税の納税証明書(外国に籍を有する者にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類)

ク 消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ 暴力団等の排除に関する誓約書

2 市長は前項に定める書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 資格審査の申請に係る書類の作成方法等は、市長が別に定める。

(資格審査)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、資格審査を行い、参加資格を与えることが適当であると認めるときは、入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載するとともに、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、市長が通知することを要しないと認めるときは、通知することを省略することができる。

2 前項の規定により資格審査を行った場合において、参加資格を与えることが適当でないと認めるときは、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。

（参加資格の有効期間）

第6条 定期申請に係る参加資格の有効期間は、定期申請年の4月1日からその次の定期申請年の3月31日までとする。

2 追加申請又は随時申請に係る参加資格の有効期間は、名簿に登載された日からその次の定期申請年の3月31日（登載された日が定期申請年の1月1日から3月31日までの間にある場合にあっては、当該定期申請年の3月31日）までとする。

（変更の届出）

第7条 参加資格を有する者（以下「参加資格者」という。）は、第4条第1項の規定により申請した事項について変更があったときは、速やかに、申請システムに必要事項を入力し、別に定める書類を添付のうえ市長に申請しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、市長が別に定める。

（廃業等の届出）

第8条 参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、それぞれ当該各号に定める者は、速やかに、申請システムに必要事項を入力し、市長に申請しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、市長が別に定める。

（1）参加資格者（個人に限る。）が死亡したとき その相続人

（2）法人が合併その他の事由により消滅し、又は解散したとき その役員であった者、破産管財人又は清算人

（3）営業の全部を廃止したとき 当該営業の全部を廃止した個人又は法人の役員

（4）参加資格者がその参加資格を辞退しようとするとき 当該参加資格者

（参加資格の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その参加資格を取り消すことができる。

- (1) 参加資格者が前条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 施行令第167条の4第1項又は第2項（これらの規定を施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する事実があったとき。
- (3) 第2条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 虚偽又は不正の事実に基づいて参加資格を得たことが明らかになったとき。
- (5) 破産手続開始，更生手続開始又は再生手続開始の申立てがあったとき。
- (6) 次項の規定により提出すべき書類を，その定められた期間に提出しないとき

2 市長は，参加資格者が前項第2号から第5号までのいずれかに該当する疑いがあると認めるときは，当該参加資格者に対し，相当の期間を定めて，必要な書類の提出を求めることができる。

3 市長は，第1項第2号から4号まで又は第6号の規定により参加資格を取り消した場合は，その旨を当該参加資格者であった者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は，平成24年12月1日から施行し，平成25年4月1日以後の参加資格について適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る資格審査の特例)

2 資格審査を受けようとする者が，新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けたことにより第4条第1項第1号イ又は同項第2号イに掲げる書類を提出できない場合は，審査基準日の1年前の直前の決算期から1年前までの事業年度に係る同種の書類を提出するものとする。

3 資格審査を受けようとする者が，新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予，国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）に基

づく特例猶予をいう。以下この項において同じ。)又は地方税の猶予制度(地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく徴収の猶予,換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等に係る特例猶予をいう。以下この項において同じ。)の適用を受けたため,第4条第1項第1号カからクまで又は同項第2号カからクまでに掲げる書類を提出できない場合は,当該書類に代えて,国税の猶予制度又は地方税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を提出するものとする。

附 則

この要綱は,平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は,平成29年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は,令和元年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は,令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は,令和4年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は,令和6年4月1日から施行する。